

※本覚書（案）は、今後内容を見直しする場合があります。

覚書（案）

兵庫県企業庁（以下「甲」という。）と三木市（以下「乙」という。）と
●●●●●●●●●●（以下「丙」という。）は、甲、乙が実施した「ひょうご情報公園都市第2期開発事業者選定に係る事業化検討パートナー募集」において、令和●年●月●日付で丙を事業化検討パートナーとする決定をしたため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、ひょうご情報公園都市第2期における公民連携による産業団地整備の事業化検討（以下「事業化検討」という。）を行うことを目的とし、甲、乙及び丙の役割等について定めるものとする。

（基本姿勢）

第2条 甲、乙及び丙が、相互の信頼と協力のもと、事業化検討について互いに知り得た情報を共有し、当地区の産業団地整備の実現に努めるものとする。

（役割分担）

第3条 甲、乙及び丙は、事業化検討における各々の役割を下記のとおり定める。

- (1) 甲、乙は、事業化検討に必要となる情報を提供するとともに、丙からの質問等に対して関係機関と調整のうえ全ての事業化検討パートナーに回答し、丙の事業化検討に協力する。なお、令和8年度に予定している事業化検討パートナー等によるプロポーザルの提案内容や評価に関する質問は受けない。
- (2) 丙は、令和8年度に予定しているプロポーザルの応募を前提に、甲、乙から提供される情報等を参考に事業化の検討を行う。なお、質問への回答内容に関わらず、法令等への適合は丙の責任において実施することとする。

（費用）

第4条 甲、乙及び丙は、事業化検討に要した費用の請求を互いに行わないものとする。

（存続期間）

第5条 本覚書の存続期間は、プロポーザルの応募開始日までとする。

(秘密保持義務)

- 第6条 甲、乙及び丙は、相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報、その他事業化検討の処理に関する知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならず、本覚書の遂行のためにのみ使用するものとする。
- 2 丙は、他の事業化検討パートナーと開発事業者選定の提案に係る交渉、取引を行ってはならない。
- 3 丙は、開発事業者が選定されるまでは、「事業化検討パートナー・開発事業者選定支援業務」を受託している企業に対して、直接又は間接を問わず、接触、交渉、取引を行ってはならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、受領者は、弁護士、税理士、公認会計士その他の守秘義務を負う専門家に対して必要最小限の範囲で秘密情報を開示できる。ただし、当該者に本条と同等の義務を負わせるものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

- 第7条 丙は、事業化検討を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲、乙に対し、事業化検討の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(生成AIへの入力及び出力結果)

- 第8条 丙は、事業化検討を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、事業化検討の処理に関する知り得た秘密情報及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲及び乙に提出してはならない。

(本覚書の解除)

- 第9条 甲、乙及び丙は、次の各号に該当することが判明した場合は、相手方に書面をもって通知することにより、本覚書を解除できるものとする。

- (1) 社会経済事情の変化、その他やむを得ない事情により、事業化検討を実施することが困難になった場合
- (2) 甲、乙又は丙が、本覚書に定める義務に違反した場合
- (3) 丙において募集要項の失格事項に該当することが判明した場合
- (4) 前2号に定めるほか、丙において不適切な行為があったと甲、乙が判断した場合
- 2 前項により甲、乙又は丙により本覚書が解除された場合、相手方は、解除により生じる損害について、一切の請求を行わないものとする。
- 3 本覚書が存続期間の満了前に解除された場合、丙は、プロポーザルに参加することはできない。第6条及び前項の効力は、本覚書の存続期間の満了後又は解除後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第10条 本覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、相互信頼の原則に基づき、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

本覚書締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

兵庫県公営企業管理者 梶本 修子

乙 三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長

仲 田 一 彦

丙 (代表企業)

●●●●●

●●●●●

●●●●●

(構成員)

●●●●●

●●●●●

●●●●●